

事務局報告案件

1. 運営協議会の名称を「福祉」有償運送運営協議会としなかった経過

- ・ 福祉部局が事務局である他市と異なり、公共交通体系全体からのアプローチをした関係上、「一般旅客運送・特定旅客運送」（緑ナンバー）と対比し、「自家用有償旅客運送」（白ナンバー）という大きな運送形態の類型で識別したため、有償運送運営協議会との名称を使用した。自家用有償旅客運送の種別である「福祉有償運送」とはしなかった。
- ・ このような流れから、具体的な事務処理の中でも、草津市有償運送運営協議会設置要綱作成にあたっては、通達第 145 号「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」において示されたモデル要綱を参考にしたが、モデル要綱のタイトル「有償運送運営協議会」をそのまま本市要綱のタイトルとした。また、第 1 条の条文において、「福祉又は過疎地有償運送の必要性・・・」とあった部分は、本市が過疎地特措法非該当であることから実施不可能である「過疎地有償運送」を抜き去り、「福祉有償運送の必要性・・・」と改変しており、福祉有償運送のみを扱う前提として作成している。
- ・ 自家用有償旅客運送の種別である「福祉有償運送」については、規則第 51 条 3 号に規定されている。「運営協議会」については規則 51 条の 7 で規定されているが、「福祉有償運送運営協議会」の用語の法規定他通達はないものと理解している。

2. 運営協議会で取り扱う自家用旅客有償運送は「福祉有償運送」のみであることの確認

- ・ 過疎地特措法 2 条 1 項に規定する過疎地域に本市は非該当のため、「過疎地有償運送」は法律上不可能であり、運営協議会で取扱可能なのは「福祉有償運送」のみである。
- ・ 「市町村運営有償運送」については、地域公共交通会議においてその必要性が認められることが前提であり、登録申請にかかる合意形成も同交通会議の所掌となる。

3. 協議会名称は、市民に内容がわかりやすいものとするべきとのご指摘について

- ・ ご指摘の通り、「草津市福祉有償運送運営協議会」の名称であれば、市民に対して「福祉」目的で対象者を限定しているのだという認知は得られやすい。
- ・ 一方で、「福祉」有償運送の名称にすることで、福祉サービスの一環であるとの認識にとどまり、当事者や関係者のみの認知で看過され、関心の限定により行き詰るのではないかとのご指摘もいただいた。

以上

資料 2

草津市における福祉有償運送の必要性について

すべての市民・来訪者に対する利便性の高いモビリティの確保が草津市公共交通システム再編の理念であり、介護を要する高齢者や障害者等、公共交通を単独で利用することが困難な移動制約者に対して、ドア・ツー・ドアの移動を提供するSTS(スペシャル・トランスポート・サービス)は、こうした高齢者や障害者が様々な生き方を主体的に選択し、社会活動に参画する上で極めて重要なサービスであり、草津市ではSTSを公共交通バリアフリー化の重要な手段として考えています。

福祉タクシーをはじめとする既存のSTS輸送のみでは、今後、団塊の世代の高齢化等により、急増する需要に十分に対応することが困難であることから、これを補完する目的で、NPO 等による福祉有償運送を導入することが必要です。

(理由)

既存の福祉タクシー等によるSTSの供給量では、移動制約者等の十分な輸送サービスが確保できないため。

(参考)

1. 草津市域のタクシー事業者等の現況

⇒既存事業者による STS 供給車両を 69 台 とした。

	届出台数 (含 78 条)	うち福祉車両	STS 供給車両 (装備 or ヘルパー乗務)
一般タクシー事業者 3 社	92	2	2
介護タクシー事業者 5 社	27	22	27
特定旅客運送事業者 6 社	40	25	40
計	159	49	69

2. 草津市域の要介護者・障害者等の現況

⇒STS 利用対象者数を 3,436人 とした。

イ. 身障者	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
全体	3,726	1,174	533	640	879	268	232
～64 歳	1,310	432	209	202	289	113	65
65 歳～	2,416	742	324	438	590	155	167
ロ. 要介護者	計	V	IV	III	II	I	
全体	2,226	309	325	388	519	685	
～64 歳	100	19	17	10	27	27	
65 歳～	2,126	290	308	378	492	658	

※運営協議会による個別判断が不要なイ. 身体障害者、ロ. 要介護認定者に限定した。

※特に 65 歳以上の高齢者の場合、イ. ロ. の重複がかなりあり、これを考慮して
(65 歳未満身障者:1,310 人)+(65 歳以上要介護者:2,126 人)=(STS の対象者数)
とした。

3. 現況の車両の移送能力と移動制約者の移動需要量の比較シミュレーション

⇒STS 車両の稼働能力を一日5回、月30日とし、移動需要を週一回、月5週と仮定。

・ S:移送能力 : $69 \text{台} \times 5 \text{回/台} \cdot \text{日} \times 30 \text{日/月} = 10,350 \text{回/月}$

・ D:移動需要 : $3,436 \text{人} \times 5 \text{回/人} \cdot \text{月} = 17,180 \text{回/月}$

∴D > S となり、既存 STS 供給量では、移動制約者の週一回の利用に応えられない。